

●香川県告示第443号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条の規定により、区画漁業の免許の変更について、平成22年11月1日次のとおり免許した。

平成22年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許番号 区第838号（ぶり類、まだい、雑魚）

免許年月日 平成22年11月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

” B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

” C 御殿山高頂（88メートル）南側の小高

” D 大島アバギの鼻西端

” E 高松市女木島北の高頂（109メートル）

” F 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

” G 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

” ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

” ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点

” ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点

” ホ イからE見通し線上ハからイへ55メートルのところ

” ヘ CからF見通し線上ニからCへ50メートルのところ

” ト CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トヘ、ヘホ、ホイの5直線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

” B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

” C 御殿山高頂（88メートル）南側の小高

” D 大島アバギの鼻西端

” E 高松市女木島北の高頂（109メートル）

” F 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

” G 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

” ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

” ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点

” ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点

- ” ホ イからE見通し線上ハからイへ55メートルのところ
- ” ヘ CからF見通し線上ニからCへ50メートルのところ
- ” ト CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ
- ” チ ロからト見通し線上ロから100メートルのところ
- ” リ イからE見通し線上イから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リホの5直線に囲まれた区域

2 免許番号 区第33号 (のり)

免許年月日 平成22年11月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市庵治町船かくし地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

- ” B 相引川尻中央点 (牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)
- ” C 高松市屋島長崎鼻中の高頂
- ” D 高松市屋島長崎鼻北の高頂
- ” E 高松市屋島長崎鼻北端
- ” F 大島アバギの鼻西端
- ” G 大島東の高頂
- ” H 大島東端
- ” I 白石
- ” J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
- ” K 庵治漁港旧一文字灯台

点 イ BからF見通し線とEからI見通し線との交差点

- ” ロ BからF見通し線とCからK見通し線との交差点
- ” ハ CからK見通し線上ロからKへ50メートルのところ
- ” ニ AからH見通し線とDからJ見通し線との交差点
- ” ホ AからG見通し線とEからI見通し線との交差点
- ” ヘ EからI見通し線上イからIへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハ二、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 高松市庵治町船かくし地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

- ” B 相引川尻中央点 (牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)
- ” C 高松市屋島長崎鼻北の高頂
- ” D 高松市屋島長崎鼻北端
- ” E 高松市女木島北端
- ” F 大島アバギの鼻西端
- ” G 大島東の高頂

- ” H 大島東端
- ” I 白石
- ” J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
- ” K 庵治漁港沖防波堤突端
- ” L 庵治漁港一文字防波堤北灯台
- 点 イ BからF見通し線とDからI見通し線との交差点
- ” ロ BからF見通し線とDからK見通し線との交差点
- ” ハ DからK見通し線上口からKへ50メートルのところ
- ” ニ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点
- ” ホ AからG見通し線とDからI見通し線との交差点
- ” ヘ EからL見通し線とホニを結ぶ直線との交差点
- ” ト DからI見通し線上イからIへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 トハ、ハヘ、ヘホ、ホトの4直線に囲まれた区域

3 免許番号 区第32号 (のり)

免許年月日 平成22年11月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

- 基点A 高松市長崎鼻西端
- ” B 大島アバギの鼻西端
- ” C 重岩
- ” D 大島北西端
- ” E 矢竹島北端
- ” F 土庄町豊島東端
- ” G 高松市男木島高頂 (213メートル)
- ” H 高松市男木島南端

- 点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点
- ” ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業 (区第835号及び区第909号) の漁場区域を除く。

変更後

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

- 基点A 高松市長崎鼻西端
- ” B 大島アバギの鼻西端
- ” C 重岩
- ” D 大島北西端
- ” E 矢竹島北端
- ” F 土庄町豊島東端

- ” G 高松市男木島高頂（213メートル）
- ” H 高松市男木島南端
- 点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点
- ” ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業（区第835号及び区第909号）の漁場区域を除く。

4 免許番号 区第849号（まだい、雑魚）

免許年月日 平成22年11月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端（北嶺北端）

” B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

” C 庵治町兜島西端

” D 庵治町御殿鼻

点 イ AからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

” ロ BからC見通し線上Bから50メートルのところ

” ハ BからC見通し線上口からCへ220メートルのところ

” ニ AからD見通し線上イからDへ220メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端（北嶺北端）

” B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

” C 庵治町兜島西端

” D 庵治町御殿鼻

点 イ AからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ190メートルのところ

” ロ BからC見通し線上Bから190メートルのところ

” ハ BからC見通し線上口からCへ80メートルのところ

” ニ AからD見通し線上イからDへ80メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

5 免許番号 区第850号（ぶり類、まだい、雑魚）

免許年月日 平成22年11月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎鼻港地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

- ” B 庵治町大島南東端
- ” C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ
- ” D 庵治町兜島西端
- ” E 女木島北端
- ” F 庵治町丸山大西鼻南西端
- 点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
- ” ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ
- ” ハ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
- ” ニ CからD見通し線上ロからDに220メートルのところ
- ” ホ AからB見通し線上ハからBに30メートルのところ

ウ 漁場の区域 イホ、ホニ、ニロ、ロイの4直線に囲まれた区域
変更後

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎鼻港地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

- ” B 庵治町大島南東端
- ” C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ
- ” D 庵治町兜島西端
- ” E 女木島北端
- ” F 庵治町丸山大西鼻南西端

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

- ” ロ AからB見通し線上イからAへ50メートルのところ
- ” ハ CからD見通し線上Cから190メートルのところ
- ” ニ CからD見通し線上ハからDへ80メートルのところ
- ” ホ AからB見通し線上イからBへ30メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域